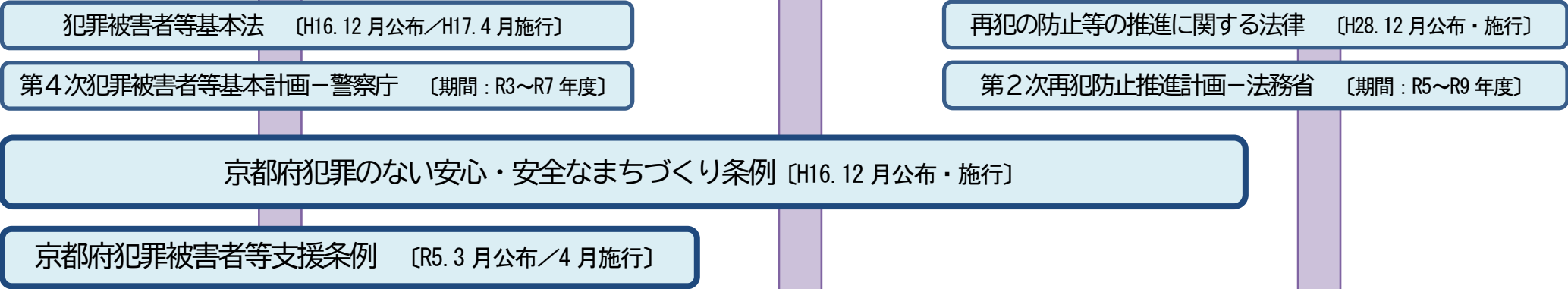


京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

「京都府総合計画」

将来構想 一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして

基本計画 災害・犯罪等からの安心・安全の実現〔計画期間：R5～R8年度〕▶数値目標（R8年度）：刑法犯認知件数 15,000件以下を維持



改定 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画〔期間：R6～R10年度〕

府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進

<現状・課題>

- ✓ 人と人との「つながり」の希薄化
- ✓ コロナ禍による孤独・孤立の問題の顕在化・深刻化
- ✓ 少子高齢化に伴う担い手不足
- ✓ インターネット上での情報の氾濫や入手の容易性
- ✓ 子ども、女性、高齢者などが被害に遭う事案の増加

重点事項

- ◆ 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- ◆ 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- ◆ デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- ◆ 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

犯罪被害者等に対する支援の充実

※ 犯罪被害者等支援推進計画に位置付け
(根拠：犯罪被害者等支援条例第9条)

施策の目標

- 犯罪被害者等への経済的支援の充実
- 精神的被害の回復への取組強化
- 犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組
- 支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実
- 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保
- 府民理解の促進
- 学校等における教育の充実

犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

※ 犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する計画
(根拠：犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第3条)

施策の目標

- 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり
- 子どもや高齢者などが、地域の中で安心して暮らせる居場所・環境づくり
- 困難を抱える子どもや女性の安全確保及び被害への対策
- サイバー空間における犯罪等への対応

再犯防止施策の推進【H31.3改定時追加】

※ 地方再犯防止推進計画に位置付け
(根拠：再犯の防止に関する法律第8条)

施策の目標

- 地域における包摂の推進
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止へ向けた基盤の整備
- 就労・住居の確保
- 学校等と連携した学習支援
- 犯罪をした人の特性に応じた適切な支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進

主な施策

(1) 生活再建のための経済的支援等への取組

- ・ 日常生活支援 ㊦
- ・ 転居費用など経済的負担の軽減 ㊦

(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組

- ・ 刑事手続参加に係る弁護士費用などの補助 ㊦

(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化

- ・ 児童虐待、DV、性暴力被害者への支援充実
- ・ インターネットを通じた二次被害対策 ㊦

(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

- ・ 京都犯罪被害者支援センターへの支援
- ・ 支援調整会議・コーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実 ㊦
- ・ 市町村におけるワンストップ窓口等の充実 ㊦
- ・ 大規模事案における支援 ㊦
- ・ 人材の確保・育成 ㊦

(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

- ・ トラウマインフォームドケア教育の推進 ㊦
- ・ 「いのちを考える教室」「生命のメッセージ展」「ホンデリング」
- ・ 情報アクセシビリティの向上 ㊦

(1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり

- ・ 府民協働防犯ステーションの活性化
- ・ 現役世代や学生等のボランティアの参加促進

(2) 児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保

- ・ 児童虐待防止の連携体制強化
- ・ 見守りボランティアへの支援・相談体制の充実 ㊦

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

- ・ スクールサポーター等による非行防止教室
- ・ 児童の性被害、消費者被害防止の教育

(4) 性犯罪・ストーカー・DV等への対策

- ・ 性犯罪に関する法改正に伴う制度周知 ㊦

(5) 若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化

- ・ SNSを利用した「犯罪実行者募集情報」対策 ㊦

(6) サイバー犯罪等への対応

- ・ ネット安心アドバイザー等による教育

(7) 多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進 ㊦

(8) 社会情勢の変化に応じた治安対策の推進

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

- ・ 社会福祉に関するアドバイザーの配置 ㊦
- ・ 再犯防止ネットワーク強化プロジェクト ㊦
- ・ 刑事司法手続の「入口・出口」段階における適切な支援体制の構築 ㊦
- ・ 保護司等の人材確保、職員研修の実施

(2) 非行少年等への支援

- ・ 困難を抱える子ども及び保護者等への支援 ㊦
- ・ 学生ボランティアによる就学・就労支援

(3) 関係機関と連携した福祉的施策

- ・ 高齢者や障害のある人等への総合的施策の推進
- ・ 依存症を有する人への医療・福祉的支援
- ・ 当事者関係者への適切な支援 ㊦

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

- ・ 京都ジョブパーク等における就労支援
- ・ セーフティネット法による賃貸住宅情報提供

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

- ・ 児童虐待を行った保護者への再加害防止
- ・ 性犯罪、ストーカー、DV加害者に対する再加害防止